

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成25年12月20日(金)午後2時00分から午後4時00分まで

2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(25名)

2番	菱木信治	委員	3番	伊能正啓	委員
4番	熱田幸子	委員	5番	鈴木一郎	委員
6番	江波戸博	委員	7番	大木岩五郎	委員
8番	岩井淳	委員	9番	渡邊弘仁	委員
11番	塚本虎之助	委員	12番	二村正美	委員
13番	伊藤定夫	委員	14番	川口京子	委員
15番	太田忠治	委員	16番	大木清	委員
17番	及川誠	委員	18番	大木一夫	委員
19番	伊藤秀雄	委員	20番	加瀬浩市	委員
21番	林豊	委員	22番	増田正義	委員
23番	大木傳一郎	委員	24番	石毛利雄	委員
25番	菅谷守夫	委員	26番	伊藤幸夫	委員
27番	熊切清	委員			

4 欠席委員(2名)

1番 鈴木正夫 委員 10番 實川元久 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 12件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について
1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について
3件

議案第4号 農地買受適格証明願について 9件

議案第5号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について (別冊)

議案第6号 平成25年度第5次農用地利用集積計画(案)について
(別冊)

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 3件

利用権の中途解約に係る通知について 1件

その他

- 6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局)
事務局長ほか2名
(匝瑳市産業振興課)
職員2名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成25年度12月定例農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、増田会長より御挨拶をお願いいたします。

増田会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、ち
ゆう心より感謝申し上げます。

事務局 本日、出席委員は27名中25名で定足数に達しておりますので、総会
は成立しております。
それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
となっておりますので、以降の議事の進行は増田会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題とい
たします。
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて
御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、9番渡邊弘仁委員、11番塚本虎之助委員を
指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議 長 続きますして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申
請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号、番号3番、11番は賃借権に関する件、番号1番、2番、
4番から10番、12番は所有権移転に関する件であります。

【議案第1号、番号1番から12番を議案書をもとに朗読】

番号1番から12番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

2番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

7番 番号2番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

13番 番号3番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

17番 番号4番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

24番 番号5番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

11番 番号6番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

15番 番号7番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

23番 番号8番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

番号9番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

番号10番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

番号11番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

番号12番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2号の議案書を御覧下さい。今月の農地法第4条の許可申請は、1件でございます。

【議案第2号、番号1番を議案書をもとに朗読】

事務局 番号1番の申請地は、資材置場用地として現況畑1141㎡を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただいまの事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

24番 番号1番について、申請者は造園業を営んでおり、資材置場を計画するものです。申請地は周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

議 長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3号の議案書を御覧下さい。今月の農地法第5条の許可申請は、3件でございます。

【議案第3号、番号1番から3番を議案書をもとに朗読】

番号1番は、駐車場用地として現況畑1233㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番の申請地は、駐車場用地として畑439㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番の申請地は、駐車場用地として田計3051㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただいまの事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

13番 番号1番について、貸駐車場用地として、現況畑を譲受け計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

番号2番について、1番と同様、貸駐車場用地として、現況畑を譲受け駐車場を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思

います。農地区分や転用目的に問題ありません。

番号3番について、経営している店舗の駐車場が不足しているため、田を借受け駐車場を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第4号「農地買受適格証明願について」を議題といたします。
申請人が最高価格買受申出人又は次順位買受申出人となり、農地法第3条の規定による許可申請書を提出した場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き、許可相当とする旨付帯決議するものです。

なお、本議案には、及川誠委員、熊切清委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく、議事参与の制限により、該当する事案と分けて審議、採決します。最初に1番から3番を審議、採決します。及川委員は退席をお願いします。

(及川委員退席)

及川委員が退席されましたので1番から3番、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第4号の議案書を御覧下さい。

【議案第4号、番号1番から3番を議案書をもとに朗読】

番号1番から3番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただいまの説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

27番 番号1番について、申請者は意欲的に営農をしており、規模拡大を図るもので、労働力、所有農機具などからみても問題ないと思われま

す。番号2番、3番については同一申請者です。申請者は意欲的に営農をしており、規模拡大を図るもので、労働力、所有農機具などからみても問題ないと思われま

議 長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第4号「農地買受適格証明願について」の番号1番から3番について質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 及川委員が着席しましたので、引き続き議案第4号「農地買受適格証明願について」の番号4番を議題とします。

熊切委員は退席をお願いします。

(熊切委員退席)

熊切委員が退席されましたので4番について事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第4号の議案書を御覧下さい。

【議案第4号、番号4番を議案書をもとに朗読】

番号4番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

17番 番号4番について、申請者は意欲的に営農をしており、規模拡大を図るもので、労働力、所有農機具などからみても問題ないと思われま

議長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第4号「農地買受適格証明願について」の番号4番について質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 熊切委員が着席しましたので、引き続き議案第4号「農地買受適格証明願について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第4号の議案書を御覧下さい。

【議案第4号、番号5番から9番を議案書をもとに朗読】

番号5番から9番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただいまの説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

27番 番号5番について、申請者は意欲的に営農をしており、規模拡大を図るもので、労働力、所有農機具などからみても問題ないと思われま

13番 番号6番について、申請者は意欲的に営農をしており、自作地の隣接地であり規模拡大を図るもので、労働力、所有農機具などからみても問題ないと思われま

6番 番号7番について、申請者は意欲的に営農をしており、自作地の隣接地であり規模拡大を図るもので、労働力、所有農機具などからみても問題ないと思われま

番号8番について、申請者は意欲的に営農をしており、規模拡大を図るもので問題ないと思われま

番号9番について、申請者は意欲的に営農をしており、規模拡大を図るもので、労働力、所有農機具などからみても問題ないと思われま

議 長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第4号「農地買受適格証明願について」番号1番から4番を除き質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第5号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」を議題といたします。本件につきましては、去る18日農地委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地委員長より報告をお願いいたします。

【農地委員長の報告】

5 番 本件につきましては、去る12月18日午後1時30分より、市民ふれあいセンター視聴覚室において、農地委員会を開催いたしました。

内容につきましては、平成25年12月12日に匝瑳市から諮問のありました別冊の農業振興地域整備計画変更に係る意見について、を審議いたしました。審査したところ委員より、重要変更の4番について意見が出されました。

4番については、5月の現地確認の際、農地以外に使用されていたことから是正するよう指摘した農地です。5月22日付けで提出された始末書に基づいた手続きかと思われます。

今回駐車場及び倉庫用地として除外申請が出されていますが、現地には建物などが設置されたままとなっています。よって、現状回復後に申請すべきではないかとの意見が出されました。

議 長 農地委員長の報告が終わりました。詳細については事務局より説明をお願いします。

事務局 **【議案書にもとづいて農業振興地域整備計画変更の内容を説明】**

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

3 番 既に現地には、建物が建設されています。始末書の提出をもって申請されるのは如何かと思えます。会社を営んでいる経営者が法を知らなかったでは問題があると思えます。

18 番 既に基礎がある建物が建設されていることは問題があると思えます。

27 番 農地に復旧した後、申請されるのが望ましいと思えます。

議 長 その他、御意見はございませんか。

(意見なし)

議 長 重要変更の4番については、現地には建物などが設置されたままとなっていますので、現状回復後に申請すべきとの意見を付して市へ回答したいと思いますが、これにご意見はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 ご異議ないものと認め、議案第5号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」の質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 ご異議ないものと認め、議案第5号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」採決に入ります。議案第5号について、重要変更の4番については、現状回復後に申請すべきとの意見を付すこととし、他の案件については原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、左様決しました。

議 長 次に、議案第6号「平成25年度第5次農用地利用集積計画について」を議題といたします。なお、本議案には私が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく、議事参与の制限により、議長を交代する必要がありますので暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

18番 会議を再開します。

(職務代理) 引き続き、議案第6号「平成25年度第5次農用地利用集積計画について」を議題といたします。本案につきましては、去る18日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行会長より報告をお願いいたします。

(農地銀行会長の報告)

18番 農地銀行会長の報告が終わりました。

(職務代理) なお、本議案には、菅谷守夫委員・増田正義委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく、議

事参与の制限により、該当する事案と分けて案件ごとに審議、採決します。最初に、第2の所有権移転関係の10番と12番について、事務局より説明をお願いします。増田委員は退席をお願いします。

(増田委員退席)

18番 増田委員が退席されましたので第2の所有権移転関係の10番と12番
(職務代理) について、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第6号の第2の所有権移転関係の10番と12番について別冊議案書を御覧ください。

【議案書にもとづいて農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

18番 事務局の説明が終わりました。これに質疑、ご意見はございませんか。
(職務代理)

(質問、意見なし)

18番 御異議なしと認めます。
(職務代理) お諮りいたします。議案第6号「平成25年度第5次農用地利用集積計画」の第2の所有権移転関係の10番と12番について質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

18番 御異議ないものと認め、採決に入ります。
(職務代理) 原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

18番 挙手全員であります。
(職務代理) よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

18番 増田委員が着席しましたので、議長を交代するため、暫時休憩します。
(職務代理)

(暫時休憩)

議 長 会議を再開します。引き続き、「平成25年度第5次農用地利用集積計画について」を、議題といたします。第1の利用権設定関係の11番について事務局より説明をお願いします。菅谷委員は退席をお願いします。

事務局 それでは、議案第6号の第1の利用権設定関係の11番について別冊議案書を御覧ください。

【議案書にもとづいて農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第6号「平成25年度第5次農用地利用集積計画」の第1の利用権設定関係の11番について質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 菅谷委員が着席しましたので、引き続き、「平成25年度第5次農用地利用集積計画について」を、議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 **【議案書にもとづいて農用地利用集積計画の内容を説明】**

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第6号「平成25年度第5次農用地利用集積計画について」第1の利用権設定関係の11番、第2の所有権移転関係の10番と12番を除き質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知について3件、利用権の中途解約に係る通知について1件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただいまの報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。

次にその他でございますが、何かございますか。

(「なし。」の声あり)

議 長 ないようですので、本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

12件

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見決定について	1 件
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定について	3 件
議案第 4 号 農地買受適格証明願について	9 件
議案第 5 号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について	(別冊)
議案第 6 号 平成 2 5 年度第 5 次農用地利用集積計画(案)について	(別冊)
報告事項 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について	3 件
利用権の中途解約に係る通知について	1 件
その他でありました。	

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日の匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。